

あじす

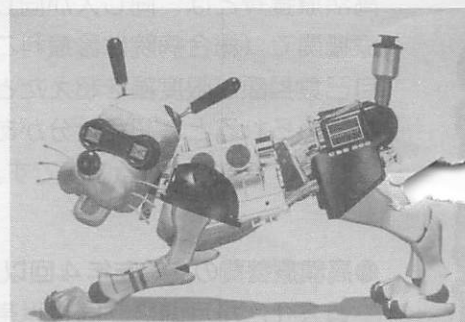
2001
1/20

お知らせ版

山口きらら博まで
あと175日



ぼく、宇部興産のCMでおなじみのUBE DOG。
今年の夏から開催される山口きらら博に宇部興産がパビリオン（展示場）を出すんだ。内容は、地球環境と生命、技術のかわりを、やさしく、楽しく伝えるものになるらしい。
今回、ぼくはいち早く、パビリオンを探検！
みんなに、その魅力を教えるよ。



みどころ①

「環境演出スペース」

水が踊り、音、光、映像で
奏でるハーモニーで演出

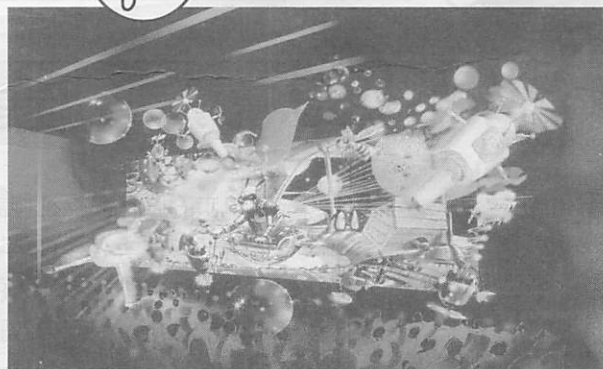
まず、「環境演出スペース」に一歩中へ入ると、蒼く澄んだ空の中で、水柱が静かな泡とともに踊っている。すると、噴水が水のダンスをはじめ、音と光、映像で僕たちを包み込み、幻想の世界へ…。

まさに「美しき・水の惑星」だ

みどころ②

「3Dシアター」

時空を超えて地球の
不思議・環境体験に参加



スリーディー

▶ さらに奥の「3Dシアター」に突入！これが、UBEパビリオンの超目玉。

そこで不思議なメガネをかけて、スクリーンを見るとそこは大迫力な3D空間。

立体コンピュータグラフィックの映像により、宇宙の研究室からミクロ・マクロの世界へ旅する素敵な空間だ。

※3D…立体画像



どうだったかな？もちろん、僕はパビリオンに登場するから、今年の夏は、みなさん会いに来てワン！



高額療養費

自己負担の限度額が変更

所得の高い人や医療を受けることが多い人に、それに応じた自己負担をしてもらうために、高額療養費の自己負担の限度額を見直しました。高額療養費とは、同じ人が同じ月内に同じ医療機関で（総合病院は診療科ごと）支払った自己負担額が限度額を超えたとき、申請により認められると、超えた分があとから高額療養費として支給される制度です。

●高額療養費の支給を年4回以上受けたとき

過去12か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目からは、4回目以降の限度額を超えた分（表1参照）が支給されます。

高額療養費の自己負担限度額〔表1〕

	限度額	4回目以降の限度額
上位所得者※	121,800円 医療費が609,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算	70,800円
一般世帯	63,600円 医療費が318,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算	37,200円 （従来どおり）
住民税非課税世帯	35,400円 （従来どおり）	24,600円 （従来どおり）

※上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額が670万円を超える世帯です。

海外

New

海外医療費が創設

海外渡航中に病気やけがの治療を受けた場合、以前は国保が使えませんでした。今回の改正から海外渡航中の治療も国保の保険給付の対象になりました。



入院

食事負担額が変更

改正
1日760円 → 1日780円

入院時の食事負担額は、1日780円になりました。なお、低所得者の人については、これまでどおり、1日あたり入院90日まで650円、91日目以降500円です。

国保資格

住居地特例の対象が拡大

これまで、社会福祉施設や介護保険施設へ入所し、住所を移した場合は特例で、国保の資格は異動せず、入所前の住所地となっていました。今回の改正でその特例が、長期入院した場合にも拡大されました。



阿知須町



B市へ長期入院した場合

老人保健

ろうじんほけん

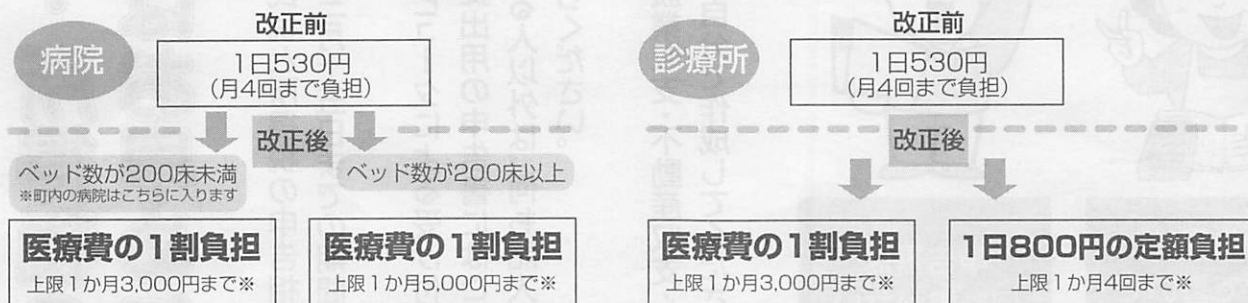
外来

高齢者の患者負担の変更



かかった医療費の
1割を負担
するんじゃね!

70歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は老人保健制度で医療を受けますが、今まで定額だった一部負担金が、**定率一割負担（上限付）**に変わりました。病院・施設によって次のどちらかになります。



※院外処方せんが交付された場合は、上限が医療機関と薬局で半額になります。

入院

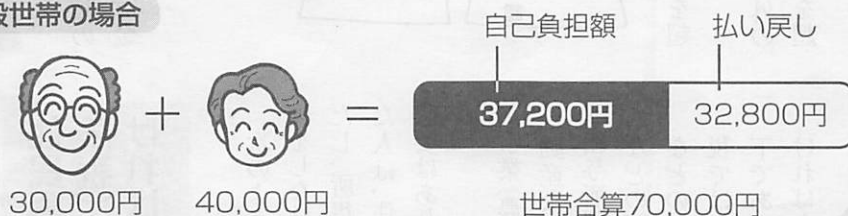
高額
医療費

New

2人以上の高齢者負担が高額になった場合は払い戻し

同一世帯に1か月3万円以上の一部負担金を支払った高齢者が複数いるときなどは、合算して3万7,200円を超えた金額の部分が払い戻されます。また、低所得者の人は2万1,000円以上の一部負担金があるときは、合算して2万4,600円を超えた金額の部分が払い戻されます。

例) 一般世帯の場合



入院

食事負担額が変更

改正
1日760円 → 1日780円

低所得者の人については、1日あたり入院90日まで650円、91日目以降500円、老齢福祉年金を受給している低所得者の人は、300円とこれまでと変更はありません。



訪問
介護

基本利用料が変更

改正
1日250円 → 1割負担
上限
1か月3,000円まで

※訪問看護ステーションによって
1日600円の定額負担
(1か月5回まで) として
いるところ
もあります。



問い
町環境保健課
Tel 65-4111

申告 税 相談

2/16(金)→3/15(木)

町民税・所得税の 申告はお早めに

町では、町民税と所得税の申告相談を二月十六日から三月十五日までの期間受け付けます。

本町ではコンピュータによる受け付けを行いますので、提出用の申告書にはご自分で全て記入できる人以外は、何も記入しないで会場にお持ちください。

※収支内訳書(農業収支・不動産収支・営業収支など)はご自分で作成してください。

税務署で
申告する人は



申告書は
自分で書いて
お早めに!

町役場で
申告する人は



申告書は
何も書かない

確定申告をしな
ければならない人

平成十二年中の所得金額の合計額が、所得控除の合計金額を超える人。

《サラリーマンの場合》



- ① 給与の年収が二十万円を超える人
- ② 給与所得や退職所得以外の所得の合計が二十万円を超える人
- ③ 給与を二か所以上からもらっている場合は、従たる給与の収入と②の合計が二十万円を超えている人
- ④ 同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃借料などを受け取った人

⑤ 源泉徴収されていない給与をもらっている人

住民税(国民健康保険税)の申告をしな
ければならない人

次のような人は住民税の申告をしななければなりません。(ただし、所得税の確定申告をした人は、住民税の申告をする必要はありません。)

- ① 事業(農業を含む)、配当、不動産などの所得がある人
- ② 給与所得のほかに地代・家賃などの不動産や農業、配当などの所得がある人(住民税では、所得が二十万円以下であっても必ず申告しなければなりません。)



③ サラリーマンで、年の途中に会社をやめた人

④ 給与所得または公的年金の所得のみの人で、社会保険料、生命・損害保険料、医療費などの控除を受けようとする人

⑤ 国保の被保険者であつて、平成十三年一月一日以降に転入した人

※申告をしないと、保険税の軽減や入院食事代の減額が生まれなくなります。

還付申告は
二月十四日から

確定申告をしなくてもよい人でも、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける場合や源泉徴収された所得税が納めすぎになっている場合には還付申告をすることが出来ます。

「還付申告」は二月十四日(水)から町役場第二・三会議室に会場を設け受け付けます。早めに申告をして還付を受けるようにしましょう。

申告 税 相談

町税務課 ☎65-4111 ☎121 ☎2153

確定申告

申告書は自分で書いてお早めに。

大切なね、自分で書くこと。

郵送・窓口・お早め。

所得税・贈与税 3月15日(木)まで
事業税・住民税 申告と納税は、期限内に。

消費税・地方消費税 (個人事業主) 4月2日(月)まで

山口税務署・県・市町村

申告相談日程

月	日	曜	午 前 AM9:00~11:00	午 後 PM1:00~3:00	会 場
2	14	水	還付申告相談受付		町 役 場 第 2・3 会 議 室
	15	木			
	16	金			
	17	土			
	18	日			
	19	月	北 祝	小 古 郷 南	町公民館2階 大 会 議 室
	20	火	税 務 署 相 談 税務署から「来署依頼」のはがきが来た人は、 この日をご利用ください。		
	21	水			
	22	木	南 祝	西 祝	
	23	金	恵比須・築地	東・縄田北	
24	土				
25	日				
26	月	縄田南・中村	西 条 ・ 浜	町役場第2・3 会議室	
27	火	寺河内・二の宮	砂郷一・砂郷二		
28	水	砂 郷 三	砂 郷 四		
3	1	木	飛 石		岩倉西・岩倉前
	2	金	沖 の 原		岩 倉 西 前
	3	土			
	4	日			
	5	月	岩 倉 辻		岩 倉 上
	6	火	旦 東		旦 西
	7	水	旦 北		旦 門 松
	8	木	岡		浜 表
	9	金	赤 迫		井 関
	10	土			
	11	日			
	12	月	野 口		河 内
	13	火	杖 川 ・ 源 河	向 井 関	
	14	水	引 野	青 畑 ・ 仙 在	
	15	木	指 定 日 が 無 理 な 人		

■所得税・贈与税 3月15日(木)まで
■消費税・地方消費税 4月2日(月)まで
山口税務署 (☎083-922-1340)

Check
リスト

確定申告に 出かける前に

- ☐ 申告用紙 (税務署から送付された人)
- ☐ 印鑑 (納税となる人は銀行の届出印)
- ☐ 昨年中の支払いのわかる証明書
または帳簿書類
- ☐ 社会保険料、生命・損害保険料
などの証明書
- ☐ 源泉徴収票や支払証明書
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保
健福祉手帳などを受けている人
は、その手帳
- ☐ その他、所得計算に必要な書類
- ☐ 還付を受けるための銀行などの
通帳

なお、水稲・麦・自家用
野菜だけの農家は農業所得
標準が適用できます。



これに該当する人は、ご自分で収支計算書をつ
くって確定申告の際にご持参ください。
(収支計算書が必要な人は、町役場税務課におい
てあります。)

農業所得のある人で野菜や果実、転作作物など
を販売 (共販、市場出荷、百円市など) された人
は、農業所得標準が適用できません。このため、
農業所得の計算方法は収支計算 (収入から必要経
費を差し引く) の方法ですので、「反あたりいく
ら」・「販売額に対していくら」という計算ができ
ません。

農業所得の
計算方法にご注意を

平成十三年
「くらしの相談員」募集

県では、消費生活の安定・向上や消費者啓発活動に消費者の立場から協力していただく「くらしの相談員」を募集します。

- 応募資格 県内に在住の二十歳以上の人
- 募集期間 二月九日(金)まで

● 募集人員 七十五人

● 相談員の役割

- ・ 消費者からの苦情を受け付け、その状況を報告すること。
- ・ 日常生活における消費者としての意見や情報を提供すること。
- ・ 各種調査に協力すること。

● 任期 平成十三年四月一日

～平成十四年三月三十一日

● 謝礼など 年額一万八千円以内

● 応募方法・問い合わせ

「くらしの相談員応募申込書」に必要事項を記入の上、町企画振興課へ(☎654111)☎142☎2144

町リサイクル活動
連絡協議会が講演会

町リサイクル活動連絡協議会では、次のとおり講演会を

開きます。

● 演題 地球環境問題と私たちの暮らし・地球規模で考え、地域で行動しよう

● 日時 二月九日(金) 午後一時半～午後三時半

● 場所 町公民館

● 講師 久保田后子先生

● 料金 無料

● 対象者 どなたでも

● 問い合わせ 町環境保健課

保健衛生係(☎654111)☎152☎2122

ものおしよ



1月

- 24〔水〕…いきいきひろば(公/前10時～)フッソ塗布(公/後1時半～)
- 25〔木〕…ひよこの会(公/前10時～)
- 27〔土〕…子ども放送局(公/前10時半～)
- 28〔日〕…第64回中国山口駅伝競走大会(宇部市～徳山市/前10時45分通過予定)

2月



- 2〔金〕…ひよこの会(公/前10時～)
- 3〔土〕…人権学習シンポジウム(公/後1時半～)
- 4〔日〕…近郷家庭婦人バレーボール大会(体セほか/前8時半～)
- 7〔水〕…育児相談(役/前10時～)巡回図書
- 10〔土〕…子ども放送局(公/前10時半～)

人／の／動／き

住民登録

(平成12年12月31日現在)
人口……8,820人
男……4,143人
女……4,677人
世帯……3,016

12月の動き

(平成12年12月31日現在)
出 生……9人
死 亡……5人
転 入……28人
転 出……11人
前月との差引……21人

平成7年国勢調査 ●人口…8,300人 ●世帯…2,585

可燃ごみ(町内全域) 月・水・金

2 5 7 9 13 14 16
19 21 23 26 28

不燃ごみ(町内全域)

灰・ビン・ガラス類
(第1・3木曜日)

1 15

空缶・鉄類
(第2・4木曜日)

8 22

ペットボトルは、第4木曜日です。

ごみの収集日

2月

● ごみを出す時間

前日午後5時～当日午前7時30分

● 町指定ごみ袋の販売先

町商工会・フィッカルあじす・各地区環境衛生組合長宅・各委託商店・婦人会支部長(一部)宅等

● 清掃センターへのごみの直接持ち込み

毎週月曜日～土曜日(祝祭日は出せません)
午前7時30分～正午/午後1時～2時